

# 苫小牧市ヤングケアラー支援ガイドライン素案（たたき台（3回部会資料））との新旧対象表

新（素案）	旧（たたき台（第3回部会資料））	備考
<p>【P.10】第3章 2 ヤングケアラー支援の流れ</p> <p><b>基本的なヤングケアラー支援の流れ</b></p> <p><b>1 本人・家族のニーズや客観的な様子等の把握に努める</b></p> <p>本人・家族から相談を受ける  <small>・子どもと接する機会が多い機関等は、日頃からヤングケアラーがいるかもしれないという意識を持つ。          ・介護等のアセスメントでは、家族構成にも留意する。</small></p> <p>子どもや子育て家庭を見守る  <small>・子どもと接する機会が多い機関等は、日頃からヤングケアラーがいるかもしれないという意識を持つ。          ・介護等のアセスメントでは、家族構成にも留意する。</small></p> <p>話を聴く  <small>・子どもと接する機会が多い機関等は、日頃からヤングケアラーがいるかもしれないという意識を持つ。          ・介護等のアセスメントでは、家族構成にも留意する。</small></p> <p>ヤングケアラー疑いの子どもや家庭に気付く</p> <p>こども相談課（要対協事務局）に、事実確認票を提出する  <small>※こども相談課でも、学校等と連携し、子どもや家庭の状況等の把握に努める</small></p> <p>2 組織内や既に連携している関係機関との間で、支援方針を検討する</p> <p>他機関との連携・サービスの提供・見守りの実施  <b>緊急性の有無・つなぎ</b></p> <p>緊急性の判断が初めに気付いた関係機関だけで難しい場合は、こども相談課が判断を行う</p> <p>緊急性高 → こども相談課につなぐ（要対協事務局）          緊急性低 → 既に関わっている機関により意思確認・信頼関係の構築</p> <p>関係機関につなぐサービスの紹介</p> <p>3 こども相談課や市調整部署を中心に、支援や見守りの体制を構築する</p> <p>表支援 ↓ 支援の実施 関係機関と情報共有 ケース会議等（課題共有・役割分担の確認）</p> <p>※支援方針に沿って各機関が支援・見守りを行う。現実の支援につながらなくても状況変化に気づける体制・意識を持ち続けること。</p> <p>地域での見守り</p>	<p>【P.10】第3章 2 ヤングケアラー支援の流れ</p> <p><b>基本的なヤングケアラー支援の流れ</b></p> <p>子どもや子育て家庭を見守る  <small>子どもと接する機会が多い機関等は、日頃からヤングケアラーがいるかもしれないという意識を持つ。          介護等のアセスメントでは家族構成にも留意する。</small></p> <p>本人・家族から相談を受ける</p> <p>ヤングケアラー疑いの子ども・家庭に気付く</p> <p>話を聴く</p> <p>①ヤングケアラーと思われる子どもに気づいた機関等は、事実確認票（次ページ）により各項目を確認する。項目の1から4までチェックがついた場合は子どもと対話し、ニーズなどの確認が可能な場合は子どもの生活状況等の把握を行う。</p> <p><b>緊急性の確認・つなぎ</b></p> <p>②③のチェックが難しい場合は、こども相談課に事実確認票を送付の上で連絡する。</p> <p>③初めに気づいた関係機関だけで対応できると当該組織として判断した場合でも、こども相談課に事実確認票を送付し情報共有を行う。</p> <p>緊急性の判断が初めに気付いた関係機関だけで難しい場合は、こども相談課が判断を行う。</p> <p>緊急性高 ↓ こども相談課につなぐ          緊急性低 → 意思確認・信頼関係の構築</p> <p>④こども相談課が中心となり各関係機関等からの状況確認や子ども本人・家族との対話によりニーズ等を把握し、支援の必要性の有無を判断する。課題が複合的に絡み合っている場合は、関係機関が連携して対応する。</p> <p>要支援 ↓ 支援の実施 関係機関と情報共有 ケース会議（課題共有・支援計画検討）</p> <p>※太枠内は、関係機関、近隣住民など身近で当事者に接する方に行ってほしいことを示しています。</p> <p>支援方針に沿って各機関が支援・見守りを行う。現実の支援につながらなくても状況変化に気づける体制・意識を持ち続けること。</p> <p>地域での見守り</p>	<p>備考</p> <p>（変更）</p>

新（素案）	旧（たたき台（第3回部会資料））	備考
<p><b>【P.13】 第3章 4 ヤングケアラーへの支援の必要性の判断と支援方針の検討</b></p> <p><b>(1) 支援の必要性の判断</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <b>(1) 支援の必要性の判断</b> </div> <p>アセスメントの結果、ヤングケアラーの子どもの権利侵害がみられる場合には、その状況を改善し、子ども自身の権利を回復するための支援が必要となります。子どものどのような権利が侵害されているか、それをどのような状況に変えていくかについて、子どもの置かれている状況や子どもの意向・希望を踏まえて一緒に考え、支援の方針を確認します。また、権利が侵害されていたことによる子ども自身への影響についても確認し、子どもに対する支援の必要性についても検討する必要があります。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p><b>【支援の必要性・緊急性の判断】</b></p> <p>要保護レベル → 「虐待」にある可能性のある子ども = 支援の緊急性が高い</p> <p>要支援レベル → 支援を必要としている子ども = 個別またはネットワークでの支援が必要</p> <p>要配慮レベル → 周囲に気づかれていないが、本人が苦痛を感じている可能性のある子ども = 時々声をかけたり、ネットワークでの見守りが必要</p> <p>(出典：ヤングケアラーの早期発見・ニーズ把握に関するガイドライン)</p> </div> <div style="width: 45%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">要保護レベルの基準</p> <p>家事や家族の世話、介護、感情面でのサポート（以下「家事等」という）が「手伝い」というレベルではなく、年齢以上の負担を強いられている状態が恒常化していることに加え、①から③の全ての条件を満たした場合には児童虐待と判断すべきものと考えられる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>子どもにとって身体的・精神的な負担が大きい家事等を恒常的に担っている。（入浴介助や排泄の介助、被介護者の身体を持ち上げるなどの身体的介護、生命に関わるケアや感情面のサポートなど）</li> <li>子どもが①を含むすべての家事等に携わることで「長期欠席、学業不振、部活動ができない」など特段的な影響（権利侵害）を受けている。</li> <li>保護者が公的サービスによる支援や親族等の私的な支援を拒否又は十分に受け入れないことにより、子どもに家事等の負担を強いる環境を作っている。</li> </ol> </div> </div>	<p><b>【P.13】 第3章 4 ヤングケアラーへの支援の必要性の判断と支援方針の検討</b></p> <p><b>(1) 支援の必要性の判断</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <b>(1) 支援の必要性の判断</b> </div> <p>アセスメントの結果、ヤングケアラーの子どもの権利侵害がみられる場合には、その状況を改善し、子ども自身の権利を回復するための支援が必要となります。子どものどのような権利が侵害されているか、それをどのような状況に変えていくかについて、子どもの置かれている状況や子どもの意向・希望を踏まえて一緒に考え、支援の方針を確認します。また、権利が侵害されていたことによる子ども自身への影響についても確認し、子どもに対する支援の必要性についても検討する必要があります。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p><b>【支援の必要性・緊急性の判断】</b></p> <p>要保護レベル → 「虐待」にある可能性のある子ども = 支援の緊急性が高い</p> <p>要支援レベル → 支援を必要としている子ども = 個別またはネットワークでの支援が必要</p> <p>要配慮レベル → 周囲に気づかれていないが、本人が苦痛を感じている可能性のある子ども = 時々声をかけたり、ネットワークでの見守りが必要</p> <p>(出典：ヤングケアラーの早期発見・ニーズ把握に関するガイドライン)</p> </div> <div style="width: 45%;"></div> </div>	<p>(追加)</p>
<p><b>【P.16】 第4章 苫小牧市におけるヤングケアラーの把握・支援体制イメージ</b></p> <p>苫小牧市におけるヤングケアラーの把握・支援体制イメージ</p>	<p><b>【P.16】 第4章 苫小牧市におけるヤングケアラーの把握・支援体制イメージ</b></p> <p>苫小牧市におけるヤングケアラーの把握・支援体制イメージ</p>	<p>(変更)</p>

新（素案）	旧（たたき台（第3回部会資料））	備考																																																																												
<p>【P.17】第4章 3 (3) 分野別の支援体制</p> <p>(3) 分野別の支援体制</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>I. 身近な関係機関</th> <th>II. 支援の主な担い手</th> <th>III. 連携の推進役（市）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><b>1 高齢者支援</b></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 居宅介護支援事業所</td> <td>(1) 地域包括支援センター</td> <td rowspan="3">介護福祉課</td> </tr> <tr> <td>(2) 介護サービス事業所</td> <td>(2) 居宅介護支援専門員等</td> </tr> <tr> <td>(3) 医療機関、訪問看護事業所</td> <td></td> </tr> <tr> <td><b>2 障がい者支援</b></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 相談支援事業所</td> <td>(1) 基幹相談支援センター</td> <td rowspan="3">障がい福祉課</td> </tr> <tr> <td>(2) 障害福祉サービス事業所</td> <td>(2) その他</td> </tr> <tr> <td>(3) 医療機関、訪問看護事業所 地域生活支援拠点等</td> <td>基幹相談員等</td> </tr> <tr> <td><b>3 生活支援</b></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 市町村社会福祉協議会</td> <td>(1) 生活困窮者自立相談支援機関</td> <td rowspan="2">総合福祉課</td> </tr> <tr> <td>(2) 民生委員・児童委員</td> <td></td> </tr> <tr> <td><b>4 児童支援</b></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 学校、教育関係機関</td> <td>(1) 要保護児童対策地域協議会</td> <td rowspan="2">こども相談課 <small>（要保護児童対策地域協議会事務局）</small></td> </tr> <tr> <td>(2) 民生委員・児童委員、 こども食堂等</td> <td>（36機関）</td> </tr> </tbody> </table>	I. 身近な関係機関	II. 支援の主な担い手	III. 連携の推進役（市）	<b>1 高齢者支援</b>			(1) 居宅介護支援事業所	(1) 地域包括支援センター	介護福祉課	(2) 介護サービス事業所	(2) 居宅介護支援専門員等	(3) 医療機関、訪問看護事業所		<b>2 障がい者支援</b>			(1) 相談支援事業所	(1) 基幹相談支援センター	障がい福祉課	(2) 障害福祉サービス事業所	(2) その他	(3) 医療機関、訪問看護事業所 地域生活支援拠点等	基幹相談員等	<b>3 生活支援</b>			(1) 市町村社会福祉協議会	(1) 生活困窮者自立相談支援機関	総合福祉課	(2) 民生委員・児童委員		<b>4 児童支援</b>			(1) 学校、教育関係機関	(1) 要保護児童対策地域協議会	こども相談課 <small>（要保護児童対策地域協議会事務局）</small>	(2) 民生委員・児童委員、 こども食堂等	（36機関）	<p>【P.17】第4章 3 (3) 分野別の支援体制</p> <p>(3) 分野別の支援体制</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>I. 身近な関係機関</th> <th>II. 支援の主な担い手</th> <th>III. 連携の推進役（市）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><b>1 高齢者支援</b></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 居宅介護支援事業所</td> <td>(1) 地域包括支援センター</td> <td rowspan="3">(1) 高齢者福祉担当課 → 介護福祉課</td> </tr> <tr> <td>(2) 介護サービス事業所</td> <td>(2) 居宅の介護支援専門員等</td> </tr> <tr> <td>(3) 医療機関、訪問ST等</td> <td></td> </tr> <tr> <td><b>2 障がい者支援</b></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 相談支援事業所</td> <td>(1) 基幹相談支援センター</td> <td rowspan="3">(2) 障がい福祉担当課 → 障がい福祉課</td> </tr> <tr> <td>(2) 障害福祉サービス事業所</td> <td>(2) その他</td> </tr> <tr> <td>(3) 医療機関、訪問ST、 地域生活支援拠点等</td> <td>→ 基幹相談員等</td> </tr> <tr> <td><b>3 生活支援</b></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 市町村社会福祉協議会</td> <td>(1) 生活困窮者自立相談支援機関</td> <td rowspan="2">(3) 困窮者支援担当課 → 総合福祉課</td> </tr> <tr> <td>(2) 民生委員・児童委員</td> <td></td> </tr> <tr> <td><b>4 児童支援</b></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 学校、教育関係機関</td> <td></td> <td>(4) 児童福祉担当課 → こども相談課 <small>（要保護児童対策地域協議会）</small></td> </tr> </tbody> </table>	I. 身近な関係機関	II. 支援の主な担い手	III. 連携の推進役（市）	<b>1 高齢者支援</b>			(1) 居宅介護支援事業所	(1) 地域包括支援センター	(1) 高齢者福祉担当課 → 介護福祉課	(2) 介護サービス事業所	(2) 居宅の介護支援専門員等	(3) 医療機関、訪問ST等		<b>2 障がい者支援</b>			(1) 相談支援事業所	(1) 基幹相談支援センター	(2) 障がい福祉担当課 → 障がい福祉課	(2) 障害福祉サービス事業所	(2) その他	(3) 医療機関、訪問ST、 地域生活支援拠点等	→ 基幹相談員等	<b>3 生活支援</b>			(1) 市町村社会福祉協議会	(1) 生活困窮者自立相談支援機関	(3) 困窮者支援担当課 → 総合福祉課	(2) 民生委員・児童委員		<b>4 児童支援</b>			(1) 学校、教育関係機関		(4) 児童福祉担当課 → こども相談課 <small>（要保護児童対策地域協議会）</small>	<p>(変更)</p>
I. 身近な関係機関	II. 支援の主な担い手	III. 連携の推進役（市）																																																																												
<b>1 高齢者支援</b>																																																																														
(1) 居宅介護支援事業所	(1) 地域包括支援センター	介護福祉課																																																																												
(2) 介護サービス事業所	(2) 居宅介護支援専門員等																																																																													
(3) 医療機関、訪問看護事業所																																																																														
<b>2 障がい者支援</b>																																																																														
(1) 相談支援事業所	(1) 基幹相談支援センター	障がい福祉課																																																																												
(2) 障害福祉サービス事業所	(2) その他																																																																													
(3) 医療機関、訪問看護事業所 地域生活支援拠点等	基幹相談員等																																																																													
<b>3 生活支援</b>																																																																														
(1) 市町村社会福祉協議会	(1) 生活困窮者自立相談支援機関	総合福祉課																																																																												
(2) 民生委員・児童委員																																																																														
<b>4 児童支援</b>																																																																														
(1) 学校、教育関係機関	(1) 要保護児童対策地域協議会	こども相談課 <small>（要保護児童対策地域協議会事務局）</small>																																																																												
(2) 民生委員・児童委員、 こども食堂等	（36機関）																																																																													
I. 身近な関係機関	II. 支援の主な担い手	III. 連携の推進役（市）																																																																												
<b>1 高齢者支援</b>																																																																														
(1) 居宅介護支援事業所	(1) 地域包括支援センター	(1) 高齢者福祉担当課 → 介護福祉課																																																																												
(2) 介護サービス事業所	(2) 居宅の介護支援専門員等																																																																													
(3) 医療機関、訪問ST等																																																																														
<b>2 障がい者支援</b>																																																																														
(1) 相談支援事業所	(1) 基幹相談支援センター	(2) 障がい福祉担当課 → 障がい福祉課																																																																												
(2) 障害福祉サービス事業所	(2) その他																																																																													
(3) 医療機関、訪問ST、 地域生活支援拠点等	→ 基幹相談員等																																																																													
<b>3 生活支援</b>																																																																														
(1) 市町村社会福祉協議会	(1) 生活困窮者自立相談支援機関	(3) 困窮者支援担当課 → 総合福祉課																																																																												
(2) 民生委員・児童委員																																																																														
<b>4 児童支援</b>																																																																														
(1) 学校、教育関係機関		(4) 児童福祉担当課 → こども相談課 <small>（要保護児童対策地域協議会）</small>																																																																												



【P.18】第4章 4 情報共有に関する考え方

(1) 個人情報の取扱い

(1) 個人情報の取扱い

◇要保護児童対策地域協議会において支援対象児童としてヤングケアラーを取り扱う場合は、構成機関に情報を共有することができます。

(対象) 要保護児童<sup>※1</sup>、要支援児童<sup>※2</sup>

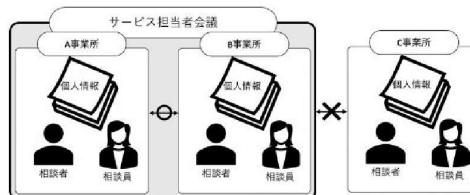
※1 保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童

※2 保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童



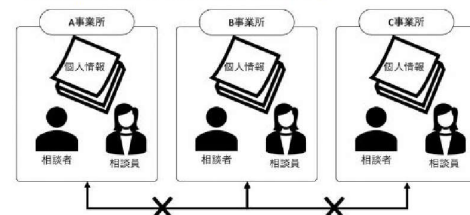
※要保護児童対策地域協議会では、協議会自体に『守秘義務』があるため、事務所の枠を超えて情報共有が可能（本人同意は必ずしも必要ではない）

◇上記以外に福祉サービスなどを利用している場合でも、既存の会議体において、構成員における守秘義務に関する規程が設けられている場合は、その会議体において情報を共有することが考えられます。



※障害福祉サービスなどを利用している場合、本人の同意の基で開催されているサービス担当者会議などにおいて、情報を適切に取り扱い、サービスを利用している事業者間で共有することは可能

◇上記を除き、自機関で入手した個人情報を多機関に共有する場合、ヤングケアラーである子ども本人や家族の同意を得ることが求められます。



※本人の同意がない限りは、事業者間で情報を共有することは、原則不可

◇そのほか、ヤングケアラー自身が何らかの支援事業に参加する場合、その参加申請の際に、あわせて支援に必要な場合に個人情報を関係機関に共有することについて同意を取得する方法もあります。

（出典：児童福祉部門と教育分野に焦点を当てた市区町村におけるヤングケアラー把握・支援の運用の手引き）

(追加)

新（素案）	旧（たたき台（第3回部会資料））	備考
<p><b>【P.19】第4章 4 情報共有に関する考え方</b></p> <p><b>(2) 情報共有における留意点、(3) 本人や家族の意思を確認する際のポイント</b></p> <div data-bbox="152 288 999 316" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p><b>(2) 情報共有における留意点</b></p> </div> <p>◇ヤングケアラーへの支援を検討するにあたり、個人情報を関係機関と共有する際の前提として、ヤングケアラー本人やその家族から同意を得ることが必要となります。</p> <p>◇本人やその家族から同意を得る際には、例えば、「同じことを何度も話すのは大変だと思うので、私からお伝えしてもよろしいですか。」と情報共有することのメリットを伝えたり、情報共有先でも個人情報は守られることを伝えたりすることで安心してもらう、といった工夫が考えられます。</p> <p>◇本人や家族の同意が得られる場合には、事前に、多機関連携を視野に入れた包括的な同意を取っておき、この先、相談支援のために関わる機関において情報を共有することになることを説明するのが良いでしょう。</p> <p>◇ただし、家族の同意が得られない場合でも、「要支援児童」と思われる場合には、同意がなくても情報共有は可能となります。</p> <p>(出典：多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル)</p> <div data-bbox="185 646 965 991" style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #e6f2ff;"> <p><b>【児童福祉法による情報提供】</b></p> <p>(個人情報取扱いの例外)</p> <p>児童福祉法第21条の10の5第1項では、関係機関が支援を要する児童を把握した時は市区町村への情報提供に努めることが規定されています。個人情報保護法第16条第3項第1号及び第23条第1項第1号では、利用目的による制限及び第三者提供の制限により個人情報の取扱いに制限が規定されていますが、一方で法令に基づく場合には適用されないと規定されています。したがって、関係機関が「支援を要する児童と思われる」と判断した場合には、本人の同意を得ないで情報を提供しても個人情報保護法違反にはなりません。</p> <p>(参考：平成29年3月31日雇児総発0331第9号、雇児母発0331第2号)</p> <p>(出典：多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル)</p> </div> <div data-bbox="152 1038 999 1066" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p><b>(3) 本人や家族の意思を確認する際のポイント</b></p> </div> <p>◇児童虐待が疑われるやむを得ない場合を除き、あくまで本人や家族の意思を尊重します。必ずしもヤングケアラー本人はケアを止めたいと思っているわけではないため、ヤングケアラー本人や家族の想いを知る、寄り添う、見守るまなざしを向けるだけでも、ヤングケアラーやその家族の精神的負担を軽減すると考えられます。</p> <p>◇ヤングケアラー本人や家族は、当事者同士でこれまで築いてきた関係性や、家族の中での役割があります。また、家族が子どもに家事等の負担をかけてしまっていることを申し訳なく思っている場合もあります。ヤングケアラー本人や家族を責めるような言い回しにならないよう意識し、それぞれの思いやプライドを尊重する姿勢は極めて重要です。</p> <p>(出典：多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル)</p>		(追加)

新（素案）

旧（たたき台（第3回部会資料））

備考

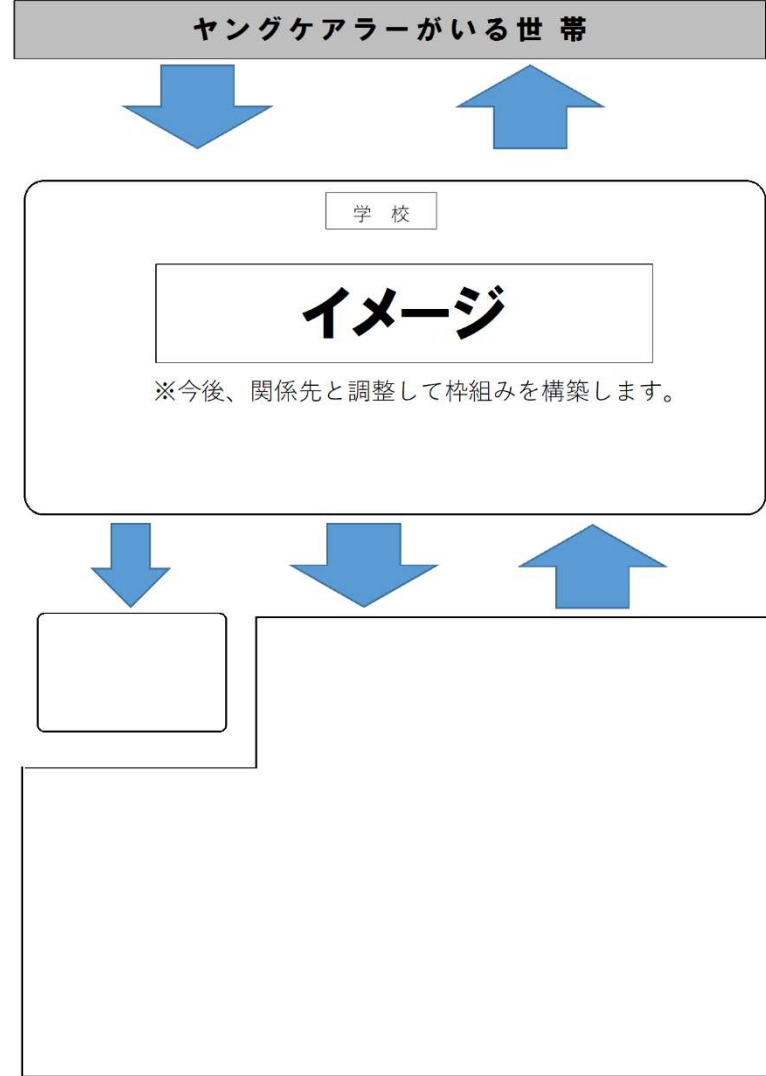
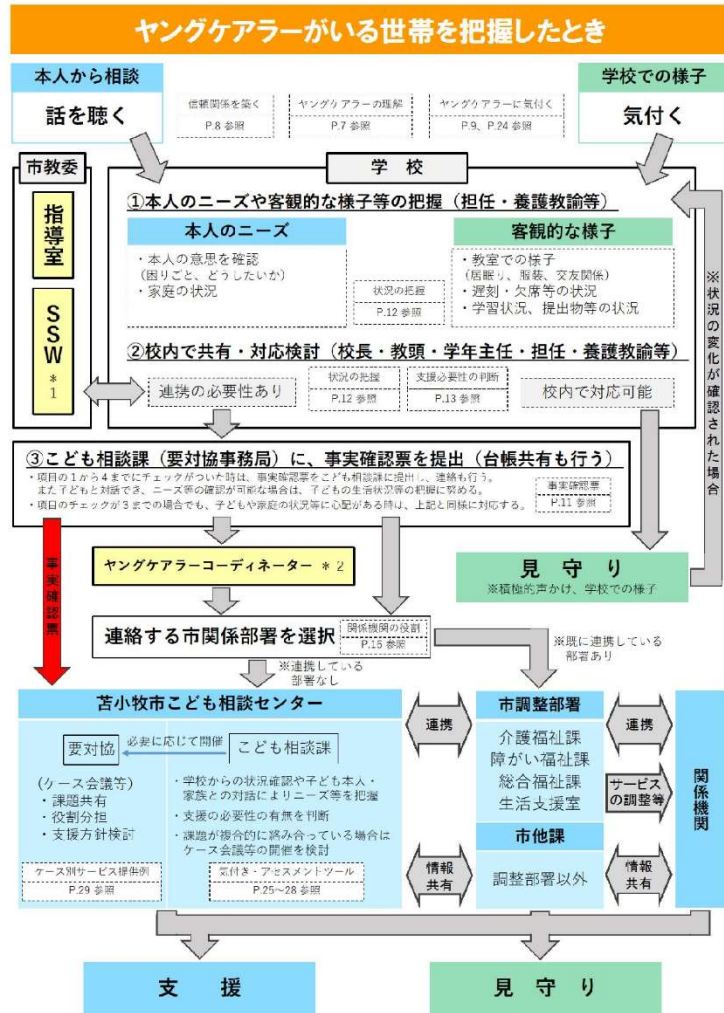
【P.20】第5章（1）学校関係者のフロー

【P.18】第5章（1）学校関係者のフロー

（変更）

(1) 学校関係者のフロー **事務局たたき台** 今後担当部局と調整を進める中で変更される場合があります。

(1) 学校関係者のフロー



\* 1…「スクールソーシャルワーカー」の略  
 \* 2…地域の関係機関から相談・依頼を受け、適切な支援やサービスへのつなぎを担う調整役として、北海道が配置しています（「いぶり・ひだか児童家庭支援センターしずく」が担当）

新（素案）

旧（たたき台（第3回部会資料））

備考

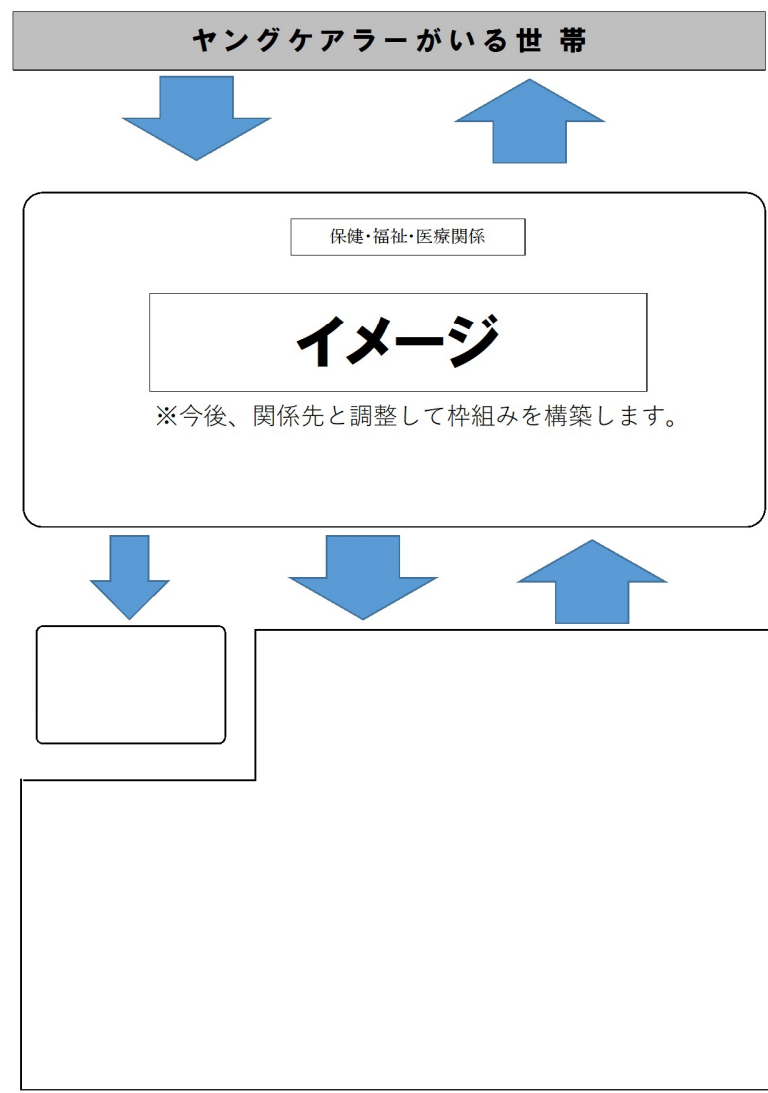
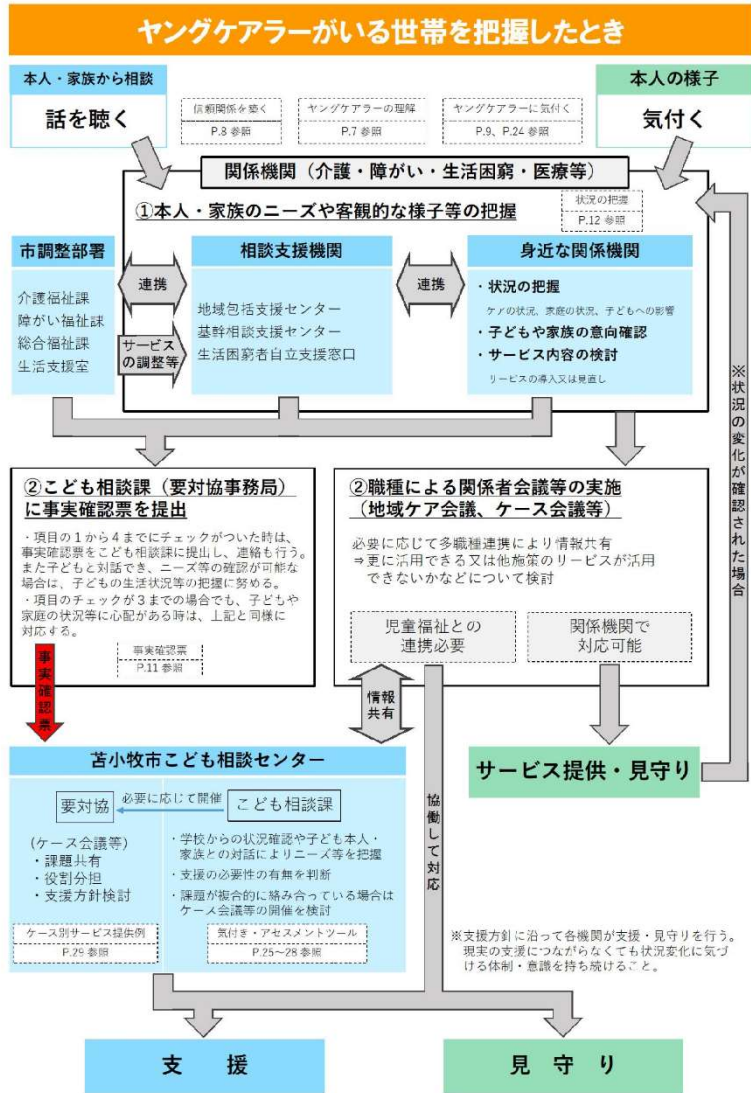
【P.21】 第5章（2）保健・福祉・医療関係者のフロー

【P.18】 第5章（2）保健・福祉・医療関係者のフロー

（変更）

(2) 保健・福祉・医療関係者のフロー **事務局たたき台** 今後担当部局と調整を進める中で変更される場合があります。

(2) 保健・福祉・医療関係者のフロー





新（素案）

旧（たたき台（第3回部会資料））

備考

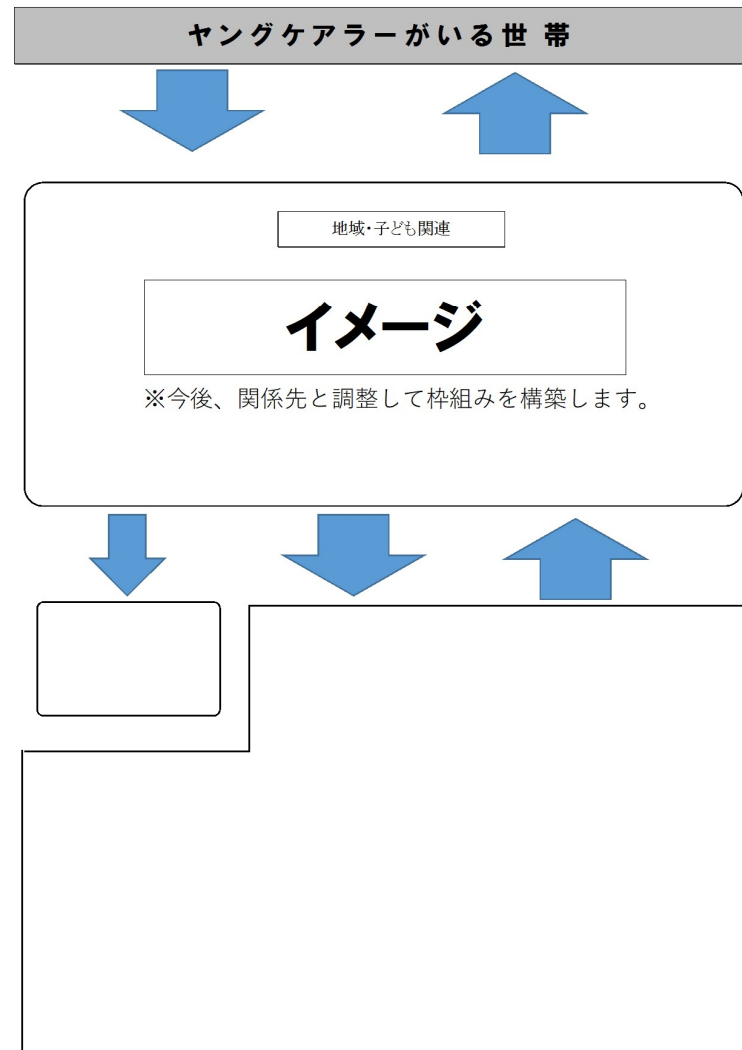
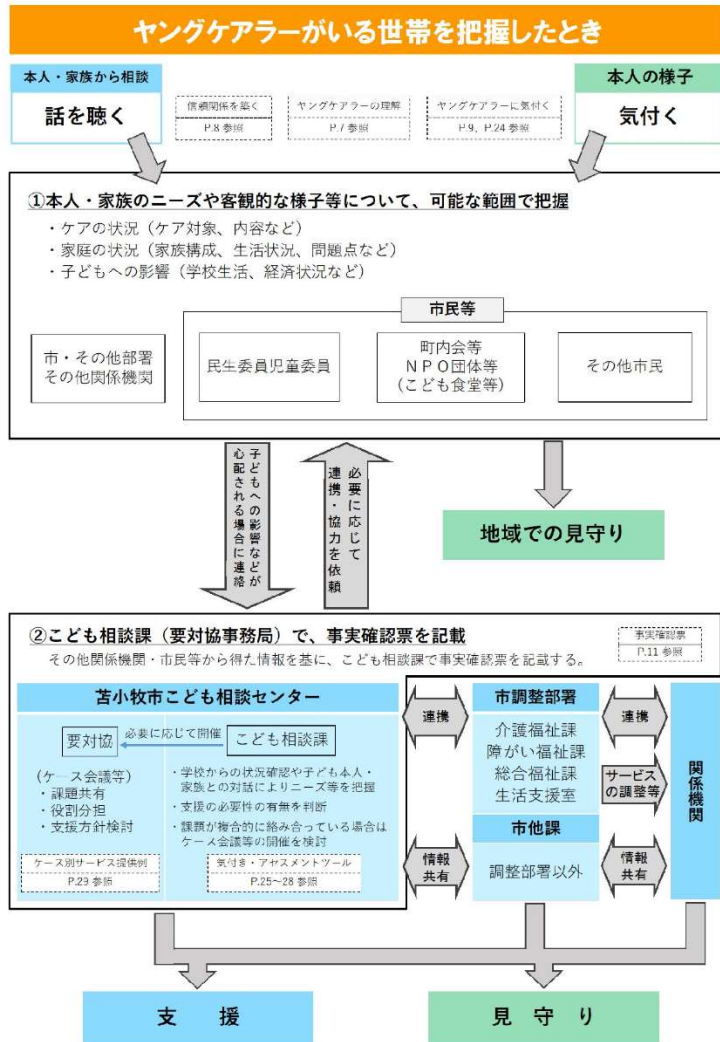
【P.22】 第5章 (3) その他関係機関・市民等のフロー

【P20】 第5章 (3) 地域・子ども関連団体等のフロー

(変更)

(3) その他関係機関・市民等のフロー **事務局たたき台** 今後担当部局と調整を進める中で変更される場合があります。

(3) 地域・子ども関連団体等の関係者のフロー





# 市部署・関係機関一覧

## 【P.23】 第5章 市部署・関係機関一覧

吉小牧市ヤングケアラー支援ガイドライン

事務局たたき台

今後担当部局と調整を進める中で変更される場合があります。

市

関係機関				市	
学校		障がい・介護・生活困窮・医療		調整等	その他
市教委	その他	身近な関係機関	相談支援機関	その他関係機関	
(1)学校関係者のフロー	(3)その他関係機関・市民等のフロー	(2)福祉・介護・医療等関係者のフロー	(2)福祉・介護・医療等関係者のフロー	(1)学校関係者のフロー (2)福祉・介護・医療等関係者のフロー (3)その他関係機関・市民等のフロー	(3)その他関係機関・市民等のフロー
小学校 中学校 義務教育学校	高等学校 高等専門学校 中等教育学校 特別支援学校	居宅介護支援事業所 訪問介護事業所 訪問看護事業所 障害児(者)相談支援事業所 社会福祉協議会 障害児通所支援事業所	地域包括支援センター 基幹相談支援センター 生活困窮者自立支援窓口	介護福祉課 障がい福祉課 総合福祉課 生活支援室	市立病院 消防本部 青少年課 男女平等参画推進室 健康支援課 発達支援課 こども育成課 こども支援課
				保育園 幼稚園 吉小牧警察署 室積児童相談所吉小牧分室 医療機関(医科、歯科) ワイメンズ結 チャイルドサポート、こあら クローバーの会 いふり・ひだか児童家庭支援センターしずく	

旧(たたき台(第3回部会資料))

備考

(追加)